

第  
4431  
号  
(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 2月27日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 損害保険契約に係る生命保険料控除の適用関係

**Q**：平成22年の税制改正で、生命保険料控除の改正がありました。対象となる損害保険契約は申込日で判断するのですか？

**A**：申込日ではなく、保険開始日で判断します。

### 【解説】

平成22年度税制改正では、生命保険料控除制度が改正され（新生命保険料控除）、介護医療保険料控除（適用限度額4万円）が創設されるとともに、新契約に係る一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用限度額がそれぞれ4万円（改正前：5万円）とされ、各保険料控除の合計適用限度額が12万円（改正前：10万円）に引き上げられました。この取扱いは、平成24年以後に締結した保険契約から適用されることとなっていますが、契約の判断基準は、保険の申込日や保険料払込日ではなく、保険始期日で判断することとなっていますので、注意してください。

また、次の契約は新規の契約とみなされ、それぞれ次の日を判断基準にすることとなっています。

- ①主契約・特約の満期更改、中途更改、継続満期更改等により設定される保険始期日
- ②転換  
転換日
- ③特約の付加  
特約の付加により設定される異動日
- ④保険料変更を伴う被保険者の増加（団体契約を除く）  
被保険者の増加日

